

## 倉吉市建設業者指名審査委員会要綱

### (設置)

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10及び第167条の10の2の規定により建設工事の発注に係る指名競争入札を適正に執行するため、倉吉市建設業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 委員会は、審査しようとする建設工事の設計金額が次の各号に掲げる金額の範囲ごとに当該各号に定める者をもって構成する。ただし、審査しようとする建設工事を所管する課（倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）第2条の2に規定する局及び課並びに倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年教育委員会規則第4号）第5条に規定する課並びに倉吉市上下水道事業事務分掌規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第2号）第1条に規定する課をいう。）の長（以下「発注担当課長」という。）は、当該建設工事に係る委員会の構成員となることができない。

#### (1) 1億円以上

ア 副市長

イ 倉吉市事務分掌条例（昭和47年倉吉市条例第28号）第1条の規定による部の長（以下「各部長」という。）

ウ 上下水道局長

エ 教育委員会事務局長

#### (2) 2千万円以上1億円未満

ア 建設部長

イ 各部長（建設部長を除く。）

ウ 上下水道局長

エ 教育委員会事務局長

#### (3) 2千万円未満

ア 建設部長

イ 建設課長、建築住宅課長、地域整備課長及び工務課長

2 前項各号に掲げる委員会ごとに委員長を置き、当該各号のアの者をもってこれに充てる。

3 第1項各号に掲げる委員会ごとに副委員長を置き、次の者をもってこれに充てる。

(1) 第1号による委員会 建設部長

(2) 第2号による委員会 生活産業部長

(3) 第3号による委員会 建築住宅課長

### (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 指名競争入札に係る指名業者の選定に関する審査

(2) 総合評価指名競争入札の試行に係る対象工事、落札者決定基準及び落札者の決定に関する審査

(3) 前二号に掲げるもののほか、指名競争入札の執行に関し必要な審査

### (運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 会議は、委員長を除く構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。ただし、第2条第1項第3号による委員会において、同条第3項第3号の者が発注担当課長である場合には、建設課長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(幹事)

第5条 委員会に幹事を置き、管理計画課長をもってこれに充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部管理計画課において処理する。

(審査事案の提出等)

第7条 発注担当課長は、委員会で審査すべき事案があるときは、審査に必要な資料を管理計画課に提出しなければならない。

2 管理計画課長は、前項による審査事案の資料を受領したときは、別記様式に理由書を添付し、委員会に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

建設工事請負業者指名内申及び審査票

年 月 日

発注部署	
工事区分	
工事種別	

審査資料提出者職氏名

㊞

工 事 名				工 事 場 所	
工 期					
設 計 金 額		円		工事施工上の必要事項 その他参考事項	
等 級	経営事項審査 (有・無)	指 名 ( 内 申 ) 業 者		施行中の市 工事件数	審査結果 (適・否)
		業 者 名	住 所		
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
					適・否
入札日時		年 月 日 ( ) 午前・後 時 分		入札場所	
現場説明日時		年 月 日 ( ) 午前・後 時 分		現場説明場所	
<p>審査の結果、上記のとおり判定する。</p> <p style="text-align: center;">審査委員長</p>					
構 成 員					